

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣伝部

第84号
2025.9

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

産業別・業種別労働組合としての第一歩を踏み出す 第2回支部委員会開催！

2025年8月31日、今年度第2回の支部委員会が開催されました。主な議題は例年通り春闘総括と秋闘方針です。

春闘の成果をバネに秋闘を闘い抜こう

特に今年度第1回目の支部委員会では「産業全体での団結と行政への働きかけ」が春闘方針のひとつとして掲げられ、一般部会の春闘統一要求書にも産業別労働運動に結びつくことを意識した項目が盛り込まれました。これによって私自身、春闘交渉では業界の現状や各産業との結びつきについて使用者側から話を引き出す機会が増え、これまでにない動きで協議のなかに生み出すことができたと思います。

また、これまで自らの職場の問題に関する紹介と報告に終始しがちであった一般部会の業種別部会会議でも、今年度は事務員という職種の置かれる身分に関する問題提起が行われ、それぞれの産業に存在する問題などについて議論が進みました。組合内では、このように組合員間での議論に業種別・職種別の自覚と活動を意識したものが少しずつですが確実に増えていると思います。とはいえ、これ自体が春闘要求実現の結果に結びつくまでには至っていません。

また、既に産業別労働組合を意識して立ち上げられた医療介護保育部会も、個別の分会には継続した要求とそれによる成果を勝ち取っている分会も数多くありますが、まだ産業別労働

運動に発展しているとは言い難いのが現状です。

産業別・業種別労働組合をめざして

そこで医療介護保育部会の方針案には、『医療』『介護』『保育』の業種別に交流会を開催し、医療系組合員の交流会にはY会分会の分会長が、介護系組合員の交流会にはI荘分会の分会長が中心となることが提起され、これが採択されました。

医療介護保育部会がなぜひとつの部会にまとめられているかと言えば、これらの業界すべてに処遇改善加算金という共通項があり、中小の事業者と労働組合の統一戦線を張る『一面闘争、一面協調』路線という産業別労働運動の戦略を採用しやすいからであったのですが、実際にはそれぞれの業種の直面する問題には差異があります。

この交流会の目的は、業種別の所属意識と部会単位での責任感を組合員の内に育み、業種別の課題を共有する目的があります。当支部の目標は当初から産業別労働運動の確立であり、10月5日の第11回定期大会で提起される関西地区生コン支部との組織統合も、その実現を目指すためのものです。そのためにも、まずは当支部内で目的が共有される必要があります。

(書記長)

各分会は秋闘に取り組もう!

8月31日に開催した支部委員会で秋闘方針を決定しました。その主な内容は、①最低賃金上昇分をスライドした賃上げ要求、②物価高騰に見合った一時金の要求、③中小企業労働者、非正規労働者にウエイトを置いた賃上げ要求です。決定した方針を基に、秋闘に取り組んでいきましょう！

○最低賃金上昇分をスライドした賃上げ要求

最低賃金が全国加重平均で66円アップします。近畿圏では以下の通りとなっています。

	新しい最低賃金	引き上げ額	発行日(予定)
滋賀県	1080円	63円	10月5日
京都府	1122円	64円	11月21日
大阪府	1177円	63円	10月16日
兵庫県	1116円	64円	10月4日
奈良県	1051円	65円	11月16日
和歌山県	1045円	65円	11月1日

時間単価65円アップで、月平均所定時間が160時間とすれば、月給では10,400円アップとなります。これを一つの基準として賃上げ交渉を進めていきましょう。最低賃金アップにスライドして賃上げを獲得していくかない限り、賃金はどんどん最低賃金に張り付いていくことになります。

○物価高騰に見合った一時金の要求

日銀が7月に発表した「経済・物価情勢の展望」によれば、2025年度の生鮮食品を除く消費者物価上昇率の見通しは前年度比2.1%の上昇とのことです。もっとも、実感としては、物価上昇は日銀の見通しをはるかに上回っているように思います。ともあれ、物価高騰が続いていることは間違いないと思われますので、それに見合った一時金のアップを求めていきましょう。また、一時金が支給されていない組合員は、一時金の支給を求めていきましょう。

○中小企業労働者、非正規労働者にウエイトを置いた賃上げ要求

大阪府商工労働部がまとめた2025春闘の妥結額は加重平均で15,948円となっています。もっとも、企業規模別にみた場合、従業員1000人以上の企業では16,486円なのに対し、29人以下の企業では7,152円となっています。しかも、これは労働組合がある企業に関する集計に過ぎません。労働組合がない企業で働く労働者や、労働組合に加入していない労働者(とりわけ非正規)を含めて考えれば、この数字以上に格差が広がり続けているのが実情です。そして、近年の物価高騰は、誰よりも中小企業労働者や非正規労働者を直撃しています。中小企業だから仕方がない、非正規だから仕方がないとあきらめず、秋闘要求をどんどん提出し、成果を獲得していきましょう！

(副執行委員長)

日本の差別問題と法制度の限界

9月19日、エル・おおさかで連帯ユニオン・人権部主催の第7回人権問題シンポジウムが開催され、ジャーナリストの中村一成（なかむら いるそん）氏が「日本における差別と民事訴訟」と題して講演しました。講演は、ヘイトスピーチやヘイトクライムに対する日本の法制度の現状とその課題を浮き彫りにするものでした。

加害者と向き合わなければならぬ

現在、日本には差別を直接的に犯罪とする法律がないため、ヘイトスピーチやヘイトクライムの被害者は、自ら民事訴訟を起こして戦うしかないので現状です。これは、欧米諸国で差別が「ヘイトクライム」として厳しく罰せられる状況とは対照的です。

差別事案の法的な対応は、被害者に大きな負担を強いています。刑事訴訟が国家が社会秩序を守るために加害者と対峙するのに対し、差別の場合、被害者自身が加害者と向き合わなければならず、精神的・時間的・経済的な負担が大きくなります。また、民事訴訟で勝訴しても、それが社会的制裁や制度的変革につながるとは限らず、被害救済の実効性は限定的です。

在日コリアンやクルド人差別が激化

2010年代以降、ヘイトスピーチや差別的暴力の拡大に伴い、民族差別をめぐる訴訟が増加しています。これは、被害者が自ら声を上げざるを得ない厳しい現状を示しています。在日コリアンやクルド人に対する差別は、街頭でのデモやインターネット上の中傷、日常生活での排除といった形で顕在化しており、特に埼玉県川口



市では、クルド人へのヘイトクライムが深刻な状況となっています。

このような差別構造は突発的なものではなく、日本の近代史、特に明治維新後の植民地支配の歴史に深く根ざしています。現在の在日朝鮮人差別は、この植民地支配の歴史と不可分であり、その構造が形を変えながらも存続しているのです。

日本は刑事罰ではなく努力義務

現行の法制度は、差別の被害者を民事訴訟に頼らせるという、到底許容できない状況を生み出しています。国際的な人種差別撤廃条約が法整備を義務付けているにもかかわらず、日本が制定したヘイトスピーチ解消法は、刑事罰のない無力な努力義務に過ぎず、その実効性は皆無に等しいのが現状です。

差別を社会秩序を侵害する行為として、国が積極的に対処する仕組みが欠けているため、被害者が孤立して闘う構造が生まれます。

この現状を改善するためには、差別的な動機に基づく犯罪をヘイトクライムとして刑事法制度に必ず組み込むべきです。そして、民事訴訟を補完する行政的・社会的救済の枠組みを直ちに整備することが不可欠です。

戦後80年経った今も、日本社会は差別に直面しています。差別をなくすためには、個人の努力に任せるのではなく、国と社会全体が責任を持って制度的に取り組む必要があります。

（投稿 / 関生支部 大阪Bブロック Y組合員）



日韓連帯して日東电工との闘いに勝利しよう！



連帯ユニオンと交流のある韓国の労働組合ナショナルセンター「韓国民主労総」の全北支部は、毎年代表団を日本に派遣し、視察や各組織との意見交換、また大阪の労働組合などとの交流会を開催しています。

今年も9月3日に田中機械で開かれた交流会には、50人以上が集まりました。参加者はまず韓国の労働運動について学び、その後、懇親会で交流を深めました。

懇親会ではみんなが歌って踊っての大盛り上がり。これは韓国の集会でよくみられる光景です。出席者のなかには、関西の各労組ならびに市民団体の関係者のみならず Tansa のスタッフや MBS ドキュメンタリー『労組と弾圧』のディレクターなど、関生支部の弾圧について精力的に報道するメディア関係者の姿も見えました。

新型コロナウイルス発生以降、各地で労働組合が散発的にストライキ等を実行したことによって、日本における報道もそれ以前と比較すれば格段に増えました。労働者の権利の観点から関生支部弾圧について報道するメディアが増えたことも含め、労働組合に対する世間の認知度は高まってきています。

日東电工の不当労働行為糾弾！

しかし、韓国の労働運動と日本の関係については、ほとんど知られていません。

以前本紙でも紹介した、韓国民主労総による韓国オプティカルハイテックとの争議に、我が支部も「おおさかユニオンネットワーク」を通じて協力しています。この争議は、日本の企業である日東电工株式会社が韓国に設立した子会社の工場を閉鎖した際、別の韓国子会社に事業を移転したにもかかわらず、韓国民主労総に所属する組合員を全員解雇し、再雇用しなかつたことに端を発しています。この闘争は現在も続いており、日東电工が韓国政府から免税や土地の無償貸与といった優遇措置を受けていたことから、日韓両政府間の国際問題にも発展しましたが、日本ではほとんど知られていません。

「労働者はひとつ」を合い言葉に

韓国民主労総は本社である日東电工の責任を追及していますが、本社が日本にあるため、韓国の組合だけではこの争いを解決することが困難です。だからこそ、日本の労働者に協力を呼びかけます。この闘争は交流会でも話題になり、訪日団は交流会の翌日、日本の労働組合と共に大阪府茨木市にある日東电工の本社を視察しました。資本は容易に国境を越え、現地の労働運動や各国の法制度をすり抜けようとしています。これに対抗するために必要なのは、今回の交流会でも叫ばれた「労働者はひとつ」という言葉に基づき、国境を越えて労働組合が連帯することです。

（書記長）



～お知らせ～

定期大会に結集を！

定期大会は、全分会参加となっています。定期大会では、年間総括・方針、決算・予算、ストライキ権の確立、役員選任など定例の議案の他、関西地区生コン支部への合流について協議・決定する予定にしています。節目となる重要な大会なので、ぜひご参加ください。

日時：10月5日（日）13時30分～ 場所：エル・おおさか南館71

連帯ユニオン近畿地区トラック支部家族交流会にご参加を！

日時：10月19日（日）11時30分開会

場所：神戸ホテルフルーツフラワー（室内バーベキューハウス）

参加費：無料

※集合場所と時間

ユニオン会館集合の場合、9時にバスが出発しますので、8時45分までに集合してください。

現地集合の場合、記念撮影を行いますので、入園ゲート前に11時00分に集合してください。

参加を希望される方は、9月30日（火）までに役員までお申し出ください。

コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク 最低賃金周知行動にご参加を！

日時：10月31日（金）17時30分～ 終了後懇親会あり

場所：南森町交差点

大津第1次事件大阪高裁判決 裁判所に結集を！

2023年3月2日、大津地裁は、関生支部のコンプライアンス活動を恐喝に当たるとして、関生支部委員長に対して4年の実刑判決を出したほか、5名の役員・組合員に執行猶予付き有罪判決を出しました。関生支部は当然控訴して大阪高裁で争ってきましたが、いよいよ控訴審判決が出ます。ご結集ください！

日時：11月18日（火）14時00分～ 場所：大阪高裁 201

当日は、12時から裁判所前公園で集会等を実施することになると思います。また、13時ころから傍聴券の抽選も行われると思います。詳細は次号機関紙にてお知らせします。

無罪判決を求めるフレ集会と再場所包囲ぐるぐるデモ

日時：10月9日（木）11時30分～

場所：若松浜公園（裁判所南側）